

令和 8（2026）年度
小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和 8（2026）年 3 月

東京都 小笠原村

目 次

1 共通.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画区域.....	1
(3) 計画の期間.....	1
2 ごみ処理実施計画.....	2
(1) 排出量の見込み.....	2
(2) 収集運搬計画.....	3
(3) 中間処理計画.....	6
(4) 最終処分計画.....	9
(5) 施策の方向性.....	10

1 共通

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、単年度ごとに小笠原村一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定め、一般廃棄物（ごみ）の適正処理や生活環境の保全及び公衆衛生の向上、事業の推進を図る。

(2) 計画区域




小笠原村全域

(3) 計画の期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日

2 ごみ処理実施計画

(1) 排出量の見込み

分別品目	ごみの種類 (例)	年間排出量 (t)			
		父島	母島	合計	
焼却ごみ	生ごみ (父島のみ)、紙くず、衣類、ゴム類、革製品、貝殻、ビニール製品、紙おむつ、貝殻、食用油等	547.1	81.3	628.4	
粗大ごみ	90L ごみ袋に入らないのもの：自転車、たんす、食器棚、布団、カーペット、ベッド、サーフボード	43.4	8.9	52.3	
資源ごみ	金属類	調理器具、缶詰やお菓子の缶、傘、パソコン、小型家電品、ガス・スプレー缶 (中身を空にして穴を空ける) 等	53.6	9.6	63.2
	飲料缶	アルミ製飲料缶、スチール製飲料缶等 (つぶさない)	15.2	4.3	19.5
	びん・ペットボトル	飲料用、酒用等のびん類、ペットボトル (つぶす)	62.3	11.8	74.1
	陶磁器・ガラス類	ガラスコップ、鏡、食器等の陶磁器類、素焼きの植木鉢	8.0	4.2	12.2
	容器包装プラスチック	食品容器、気泡緩衝材、食品包装材、卵パック、シャンプー等の容器、食品トレイ	19.4	0.7	20.1
	製品プラスチック	衣装ケース、プランター、クーラーボックス、ハンガー、書類トレイ、風呂缶、計量カップ、コップ、ざる、ボウル、バケツ、ちりとり、ごみ箱、手おけ、洗面器、洗濯かご、遊具、じょうろ、CD/DVD ケース、工具箱			
	発泡スチロール (父島のみ)	家電等の緩衝材、発泡スチロールコンテナ (保冷ボックス等)			
	紙製容器包装 (父島のみ)	 マークがある商品の容器や包装で紙製のもの			
	紙パック	 マークがある牛乳パック等	123.9	21.2	145.1
	雑誌・新聞・雑がみ	 マークがない紙製のもの：コピー用紙、チラシ、新聞、雑誌、本、パンフレット等			
	ダンボール	ダンボール			
	生ごみ (母島のみ)	野菜、果物、米、パン、肉類、魚介類、魚の骨、甲殻類の殻、獣の骨、茶葉	1.3	18.0	19.3
古布	古布	0.2	0.1	0.3	
有害物・危険物	電球、蛍光灯、電池、水銀体温計・温度計、ライター、バッテリーが取り外せない小型家電、バッテリー、鋭利な刃物類等	4.2	0.9	5.1	
その他 (海ごみ等)	漂流物等	35.9	7.5	43.4	

(2) 収集運搬計画

1) 村の委託車両による収集運搬量(拠点回収を含む)

分別品目		排出方法	排出容器	収集回数※1	年間収集量 (t)		
					父島	母島	合計
焼却ごみ			透明袋、半透明袋	父島：週3回※2 母島：週3回	513.1	79.7	592.8
粗大ごみ			-	父島：月1回 母島：年3回	35.2	5.0	40.1
資源ごみ	金属類	ごみステーション	分別容器 (コンテナ)	父島：週1回 母島：週1回	20.6	7.9	28.5
	飲料缶			父島：週1回 母島：週1回	15.2	4.3	19.5
	びん・ペットボトル			父島：週2回 母島：週1回	62.3	11.8	74.1
	陶磁器・ガラス類				8.0	4.2	12.2
	容器包装プラスチック			拠点回収	適宜		
	製品プラスチック	ごみステーション	透明袋	父島：月1回 母島：年3回	6.7	0.7	7.4
	発泡スチロール(父島のみ)	拠点回収		分別容器 (コンテナ)			
	紙製容器包装(父島のみ)						
	紙パック						
	雑誌・新聞・雑がみ	ごみステーション	ひもで結束	父島：週3回※2 母島：週2回	86.6	21.2	107.8
		拠点回収	分別容器 (コンテナ)	適宜			
ダンボール	ごみステーション	ひもで結束	父島：週3回※ 母島：週2回	1.3	18.0	19.3	
生ごみ(母島のみ)		配布したポリバケツ	母島：週3回				
古布		-	-				-
有害物・危険物		ごみステーション	分別容器 (コンテナ)	父島：月1回 母島：月1回	4.2	0.9	5.1

※1 具体的な収集日程は、5ページの4)ウに示す。

※2 地区によっては収集回数が週6回の場合もある。

2) 直接搬入量

分別品目		排出方法	年間収集量 (t)		
			父島	母島	合計
焼却ごみ		父島クリーンセンター 及び 母島リレーセンターへ 直接搬入	34.0	1.6	35.6
粗大ごみ			8.2	3.9	12.2
資源 ごみ	金属類		33.0	1.7	34.7
	発泡スチロール (父島のみ)		12.7	-	12.7
	紙パック		37.3	-	37.3
	雑誌・新聞・雑がみ				
ダンボール					
その他 (海ごみ等)			35.9	7.5	43.4

3) その他

分別品目	ごみの種類 (例)	排出方法
家電リサイクル法の対象となる家電	家電 4 品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)	役場での手続きが必要 (窓口で手続きをした後に、郵便局でリサイクル料金を支払う)
自動車・バイク等	自動車、バイク、タイヤ	役場での手続きが必要 (窓口で手続きをした後に、村職員による確認を受けて、処分料金を支払う)
草木	草刈り後の草、落ち葉、剪定枝、伐採した庭木等	窓口で申請書に必要事項を記入した後に、洲崎減容試験場内の指定された場所に直接搬入
引越しごみ等の一時大量ごみ	-	父島クリーンセンター及び母島リレーセンターへ直接搬入
車または船の関連部品	-	
個人がDIY等で排出した建築物、工作物、建具、建材等	-	
海ごみ	漂着ごみ・漂流ごみ等	役場窓口にて問合せ
消火器・薬剤	-	販売事業者での回収
産業廃棄物	事業活動に伴う金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず等	排出事業者により処理・処分

4) 収集運搬する上での基本的事項

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみは、村民自らが分別を行い、収集日当日の朝 8 時まで指定のごみステーションに排出し、村が収集を行う。

なお、排出者自身で父島クリーンセンター、母島リレーセンターへ直接搬入することもできる。ただし、こん包用木材は 30 円/kg、金属くずは 50 円/kg のごみ処理手数料を徴収する。

一部の品目（容器包装プラスチック、紙パック、（以下、父島のみ）製品プラスチック、発泡スチロール、紙製容器包装、雑誌・新聞・雑がみ）は、父島及び母島の拠点回収の各拠点に排出することもできる。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者が自らの責任で適正に処理するものとし、排出者自身で父島クリーンセンター、母島リレーセンターへ直接搬入することを原則とする。

建物・ボート等の解体くず、こん包用木材は 30 円/kg のごみ処理手数料を徴収する。

ウ 家庭系ごみの収集日程は、下表のとおり

① 父島

分別品目	月	火	水	木	金	土
焼却ごみ	ごみステーションにより異なる					
飲料缶			●			
金属類				●		
びん・ペットボトル		●			●	
製品プラスチック	毎月第 2 水曜日					
粗大ごみ						
有害物・危険物	毎月第 3 水曜日					

② 母島

分別品目	月	火	水	木	金	土
焼却ごみ	●		●		●	
生ごみ	●		●		●	
飲料缶					●	
金属類		●				
びん・ペットボトル			●			
製品プラスチック	年 3 回 村民だより等で広報する					
粗大ごみ						
有害物・危険物	毎月第 2 木曜日					

(3) 中間処理計画

ごみの中間処理は、父島クリーンセンター及び母島リレーセンターにおいて実施する。ただし、村で処理が困難な物については、排出者自らが役場で手続きの上、本土に搬出し、適正に処理する。

1) 中間処理施設の概要

施設名称	項目	内容
父島クリーンセンター (焼却施設)	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	焼却施設
	処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ処理残渣
	炉型式	機械バッチ燃焼式焼却炉
	処理能力	4.6t/8h×1炉
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	敷地面積	約 6,142 m ² (選別・保管施設を含む)
	建築面積	約 722 m ² (選別・保管施設を含む)
	使用開始年度	平成 11 年 4 月
父島クリーンセンター (選別・保管施設)	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	選別・保管施設
	処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、その他
	処理能力	2.1t/5h
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	使用開始年度	平成 11 年 4 月
母島リレーセンター	所在地	東京都小笠原村母島評議平 60
	施設の種類	中継施設、生ごみの自然還元
	保管能力	2t/日
	圧縮・梱包処理能力	0.32t/5h
	生ごみ処理槽	12 槽 (トラッシュ)
	事業実施方式	公設公営、運転委託
	使用開始年度	平成 15 年 4 月
中ノ平処分場	所在地	東京都小笠原村母島字中ノ平
	施設の種類	草木置場
	処理対象物	草木類、伐採木
洲崎減容試験場	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内
	施設の種類	草木の自然還元
	処理対象物	草木類、伐採木

2) 父島クリーンセンターでの処理量及び残渣量

ごみの種類	処分方法	中間処理量 (t)	残渣量 (t)
焼却ごみ	焼却処理	628.4	128.9
粗大ごみ	選別・保管、焼却処理	43.4	8.0
資源ごみ	選別・保管	284.0	
有害物・危険物		4.2	
海ごみ等		35.9	

3) 母島リレーセンターでの処理量及び残渣量

ごみの種類	処分方法	中間処理量 (t)	残渣量 (t)
粗大ごみ	選別・保管	8.9	5.4
資源ごみ		69.8	
有害・危険物		0.9	
海ごみ等		7.5	

4) 資源化量

区分	種類	処理方法	資源化量 (t)	
島内利用	生ごみ	母島リレーセンターで堆肥化	19.3	
島外搬出	金属類	アルミ缶	父島クリーンセンターで圧縮・梱包して島外に搬出	13.9
		スチール缶	父島クリーンセンターで圧縮・梱包して島外に搬出	6.4
		スクラップ	父島のごみは父島クリーンセンター、母島のごみは母島リレーセンターで選別して島外に搬出	54.3
		非鉄金属		3.3
		プリント基板		0.0
		空きびん		37.7
		ペットボトル	父島クリーンセンターで圧縮・梱包して島外に搬出	26.3
	プラスチック	容器包装プラ		2.3
		製品プラ		7.0
		発泡スチロール		0.8
		塩ビ管、廃プラ等		8.8
	紙類	紙製容器包装		1.7
		牛乳パック		0.6
		ダンボール		148.9
		本・雑誌・雑紙	父島のごみは父島クリーンセンター、母島のごみは母島リレーセンターで選別して島外に搬出	35.6
		秘密紙		0.5
		古布		0.2
		小型家電		14.0
		バッテリー		11.0
		乾電池		2.3
	蛍光灯		0.8	
	小型二次電池		0.3	
	漁網他海ごみ		19.2	

5) 中間処理する上での基本的事項

以下のものについては、父島クリーンセンター及び母島リレーセンターでの受入は行わない。

- ・ 家電リサイクル法の対象となる家電
- ・ 自動車・バイク等
- ・ 草木
- ・ 海ごみ
- ・ 消火器・薬剤
- ・ 産業廃棄物

また、村内で処理できないものや資源化できないものについては、本土へ搬出して処理を行う。

(4) 最終処分計画

中間処理により生じた焼却残渣及び不燃ごみ等は、埋立処分場で埋立処分する。

1) 最終処分場の概要

施設名称	項目	内容	
父島埋立処分場	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎地内	
	施設の種類	管理型最終処分場	
	処理対象物	焼却残渣（主灰、飛灰）、不燃ごみ	
	埋立処分場	総面積	23,000m ²
		埋立面積	3,600m ²
		埋立容量	12,000m ³
		残余容量	9,176 m ³ （令和6年度時点）
	浸出水処理施設	処理能力	10m ³ ／日
		調整槽容量	500m ³
		水処理	流入調整＋生物処理（接触ばつ気＋分離膜）＋高度処理（活性炭吸着）＋再利用（又は消毒→放流）
		汚泥処理	汚泥濃縮＋貯留→場内埋立処分
事業実施方式	公設公営、管理委託		
埋立開始年月	平成13年10月		
振分山処分場	所在地	東京都小笠原村父島字洲崎	
	施設の種類	安定型最終処分場	
	処理対象物	飲料用以外のガラス類、陶磁器類	
	敷地面積	150m ²	
	埋立容量	450m ³	
	事業実施方式	公設公営、管理委託	
	埋立開始年月	昭和46年4月	
中ノ平処分場	所在地	東京都小笠原村母島字中ノ平	
	施設の種類	安定型最終処分場	
	処理対象物	飲料用以外のガラス類、陶磁器類	
	敷地面積	100m ²	
	埋立容量	200m ³	
	事業実施方式	公設公営、管理委託	
	埋立開始年月	平成5年3月	

2) 最終処分子定量

埋立区分		施設名	処分量（t）
焼却残渣	主灰	父島埋立処分場	111.6
	飛灰		17.3
不燃残渣（父島）		振分山処分場	8.0
不燃残渣（母島）		中ノ平処分場	5.4

(5) 施策の方向性

1) ごみ減量の推進

サステナブル消費への行動変容や離島特有の事情によるごみ持ち込み自粛、食品ロス削減に向けた「3きり運動」を推進するとともに、家庭用生ごみ処理容器の利用促進や父島における焼却以外の処理への段階的な移行検討を通じて、発生抑制と減量化を包括的に図る。

2) リデュース・リユースの拡大促進

海洋汚染対策として使い捨てプラスチックの使用を控え、マイバッグ、マイボトルの利用や農産物パック等の再利用を促進するとともに、関係団体と協力して家具等大型の不用品も対象とした回収・譲渡の仕組みの構築を検討することで、資源の再利用と排出抑制を推進する。

3) 普及啓発・環境教育の推進

多様な情報媒体やツールを活用した戦略的な情報発信、および体験型学習の提供や直接的な説明機会の確保により、ターゲットに応じた効果的な啓発を実施し、村民や事業者の行動変容を促進する。

4) 事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみや産業廃棄物の排出実態の把握と区分の明確化を図り、事業者の処理責任や排出ルールの周知・指導を強化するとともに、東京都と連携してマニフェスト適正運用や許可業者の参入働きかけを行い、島内における適正な処理体制の構築に努める。

5) 観光客への普及啓発の促進

観光協会等と連携してごみの持ち帰りや脱プラスチックを推進し、来島者がエコツーリズムに参画する取組を通じて「環境に配慮した観光地・小笠原」としての環境配慮型の観光を促進する。

6) ごみ分別ルールの周知徹底

「小笠原村ごみの分け方・出し方ガイドブック」の更新やリサイクルの見える化による情報発信の強化を通じて分別意識の向上と参加意識の醸成を図り、分別の改善がみられない場合には法令等に基づく行政指導を適宜実施する。

7) 資源化推進

コスト削減と費用対効果を重視しつつ、「紙類」「プラスチック類」の重点的な資源化や新たな分別品目・活用方法の検討、さらにはインセンティブ付与制度の導入検討等を通じて、網羅的かつ効果的な資源循環の仕組み作りを推進する。

8) 拠点回収の強化

拠点回収場所の周知・新設検討やダンボール等の品目追加の精査を進めるとともに、周知徹底と村職員による継続的なパトロール・指導を通じて、拠点回収の

利用促進と分別の適正化を図る。

9) 適正かつ効率的な収集運搬体制の構築

ごみステーションの適正配置や収集頻度の見直しに加え、排出ルールの厳守に向けた周知・個別指導を徹底するとともに、火災リスクの高いリチウムイオン電池等の「新たな分別区分」の導入と安全な処理体制の構築を推進する。

10) ごみ出し困難者への対応

村民課や社会福祉協議会等と連携してごみ出し困難者の実態調査やニーズ把握を行い、村民同士の助け合いやごみの戸別収集の実施を含めた地域での相互扶助体制の構築を推進する。

11) 適正なごみ処理手数料の検討

受益者負担の原則に基づく粗大ごみの有料回収システム導入や焼却ごみの有料化を含むごみ減量政策を総合的に検討するとともに、ごみ処理手数料の設定基準を明確化することで、手数料徴収の公平性・透明性の確保と適正な見直しを推進する。

12) 安全・適正なごみ処理の継続

予防保全の考え方にに基づき、施設のきめ細やかな状況把握と確実な補修による安全性の確保に努めるとともに、耐用年数を超過した機器の計画的な更新を順次実施することで、長期にわたる安定かつ安全な処理体制を堅持する。

13) 適正かつ効率的なごみ処理の検討

将来にわたる安定処理を最優先に、効率的なりサイクル設備や柔軟性のある施設整備計画を検討し、公正な建設予定地の選定や再生可能エネルギーの導入等を通じて、環境負荷を最小限に抑えた脱炭素型施設の構築を目指す。

14) 最終処分場の延命化

村民・事業者の排出抑制意識の向上やリサイクルルートの拡大による最終処分量の削減に加え、焼却灰の安定化処理や埋立処分方法の改善検討を通じて、最終処分場の適正管理と延命化を推進する。

15) 安定的なごみ処理体制の確保

持続可能なごみ処理体制の構築に向け、人材の確保・育成や関係各所との連携強化、村民の主体的な活動支援を推進し、減容化による輸送効率の最大化や東京都との連携による広域処理・代替輸送手段の検討を通じて、地理的・経済的制約に対応した安定的な処理体制を確立する。

16) 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理計画の策定や訓練を通じた対策の推進に加え、施設整備のあり方の検討や仮置場候補地の選定・点検を継続的に実施することで、大規模災害時における適正かつ円滑な処理体制の維持・強化を図る。

1 7) 海岸漂着物等の適正処理に向けた検討

東京都と連携して本村に過度な負担が生じない処理のあり方の再構築を協議するとともに、漁業協同組合やボランティア、国等の支援スキームを活用して海岸漂着物を適正に処理し、漂流ごみの処理ルート整理を国や東京都へ要望する。

1 8) 不法投棄の防止

職員による監視パトロールや土地管理者等への「投棄されにくい環境づくり」の協力啓発を強化するとともに、不法投棄の犯罪性の周知や看板・監視カメラの設置検討を通じて、不法投棄の防止に努める。